

# 社会情勢の変化に対応した「エコマーク改革」 の実施について（第一ステップ）

平成19年9月25日

財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

目 次	(スライドNo.)
<u>社会情勢の変化に対応した「エコマーク改革」の方向性(全体像)</u> .....	3
<u>第一ステップに必要な規程等の改定</u> .....	4
＜エコマーク事業実施要領＞	
第1章 総則「1.エコマーク事業の目的」 .....	5
＜エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程＞	
I-1.商品類型選定の方針 .....	6
I-2.商品類型選定の手順 .....	7 ~ 9
II-1.認定基準策定の方針 .....	10~12
II-2.認定基準策定の手順 .....	13~16
III-1.商品類型見直しの方針 .....	17~18
III-2.商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順 .....	19~21
事務局体制の改革について .....	22

# 社会情勢の変化に対応した『エコマーク改革』の方向性

## ステークホルダーとの関係強化

### 目的に応じた柔軟な基準設定

**<商品類型ごとの市場特性に応じた柔軟な基準設定>**  
 →トップランナーにこだわらない。目的達成こそが重要(①②and/or③)  
**【基準設定の複数パターン例】**  
 A.トップランナー基準をキープ(取得がステータス・差別化→①重視)  
 B.一定基準でシェア拡大(消費者への普及目的→②重視)  
 C.選択基準で多様な側面を評価(ポイント制も)  
 (D.多段階基準(☆☆☆)設定し上位へ誘導)  
 ※他のラベル等との差別化ポイントは?→「ライフサイクル考慮」+「第三者認証」

**<事業目的達成に合わせた基準のフォーカス>**  
 「完全無欠マーク」志向 →「プラス評価マーク」志向へ  
 ●この類型基準策定で「何を達成したいのか」を明確にして、集中する  
 ●企業努力促進、消費者目線の重視、環境負荷低減になる基準に重点化  
 「念のため」「ネガティブチェック」「横並び」の網羅的基準は削減・廃止  
 基準で取り扱う「環境」範囲を精査(「安心・安全」「品質」は必要最小限に)  
 →取得増による環境負荷削減、消費者の分かりやすさ促進、訴求力向上

**■■ エコマークの目的(あるべき姿) ■■■■**  
 事業を通じて、持続可能な社会にふさわしい方向に.....  
 ①企業行動を変える(関係企業の環境改善努力を促進するエコマーク)  
 ②消費行動を変える(消費者の購買行動に影響を与えるエコマーク)  
 →③環境を守る(環境負荷を低減するエコマーク)

### 戦略的な商品類型選定→消費者向けタイプの強化

**<戦略的な商品タイプの優先選定>**  
 社会・環境的に影響が大きく、市場を誘導できる分野を優先  
 方針に沿った事務局提案の強化、募集案件の精査  
**<方針:消費者向けの製品・サービスの強化・大幅拡大>**  
 スーパー、コンビニ、百貨店の「売り場」を徹底攻略  
 ライフシーンに合わせた攻略(朝～夜)  
 ライフステージに合わせた攻略(入学・結婚等)  
 身近なサービス分野の攻略

**<既存基準見直しの必要性の精査>**  
 有効期限が来たものについて改定の「必要性」「効果」を精査  
 大改定が必要な場合のみWGを設置し改定、他は期限延長

わかりやすい  
価値の訴求

第1ステップ:07年度上半期  
 第2ステップ:07年度下半期  
 第3ステップ:08年度

**<消費者とのコミュニケーション強化>**  
 ●千人規模での「エコマーク・サポーター(?)」の組織化  
 (消費者団体・環境NGO等、環境雑誌、エコ検定合格者を対象に募集)  
 「厳しい目を持つファン」づくり  
 「消費者が望むエコ商品」の提案と商品化  
 提案、意見、普及広報、店頭モニタリング、アンケート調査  
 →事業への反映、取得企業へのフィードバック  
 ●小売店との連携推進(品揃えと消費者への情報提供・啓発)

**<組織的グリーン購入での採用促進>** **需要側**  
 「エコマーク商品購入推進企業」の拡大  
 購入企業で専用のエコマークロゴを使用可能に  
 GPN会員企業・自治体への積極的アプローチ

**<取得企業とのコミュニケーションの強化>** **供給側**  
 業種別・地域別懇談会・セミナー等の開催  
 →顔の見える信頼関係構築、ファンづくり

**<取得企業によるマーケティング促進・支援>**  
 (最も効率的な最強のエコマーク広報)  
 エコマーク活用マーケティングツールの開発提供  
 エコマーク活用マーケティングセミナーの定期開催

**<基準策定プロセスへのステークホルダーの参加強化>**  
 ●WGメンバーの公募手続きの導入(オープンな参加)  
 ●WGでの基準案策定に先立って、幅広い意見募集プロセスを導入  
 ●上記について、「エコマークサポーター」を中心に幅広い消費者の参加を促進

**<消費者にわかりやく訴求力ある表示>**  
 ●下段表示の廃止(経過措置必要)  
 ●マークのみに依存しない情報提供  
 説明アピール文章をセットで表記等  
 ●マークの“マイナーチェンジ”で  
 洗練された魅力的デザインに変更

事務局体制の改革(基準・認証の一貫体制化)  
 料金体系・料金設定の適正化に向けた見直し  
 運営体制全般の見直し・機動性強化

**関係諸機関と協働して目的を達成**

# 第一ステップに必要な 規程等の改定

「エコマーク事業実施要領」

「エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程」

## 第1章 総則

### 1. エコマーク事業の目的

“持続可能な社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していくこと”を事業の目的として明記  
併せて、“事業活動に伴う環境への負荷の低減”を目的として明記

⇒事業の目的とあるべき姿の再定義



## I-1.商品類型選定の方針

### 1. 商品類型選定のための方針

商品類型選定の**ポリシー**を明確化

- 社会に大きな影響を与えることができる
- 環境への負荷を大幅に低減できる
- より多くの**事業者**の行動を転換・誘導できる
- より多くの**消費者**の行動を転換・誘導できる

⇒エコマークの新しい事業目的の達成に資する  
戦略的な商品類型を**優先して選定**



## I-2.商品類型選定の手順

### 1. 商品類型の選定手順

従来の個別提案(受動的)を、広く一般に提案を呼びかける方式(能動的)へ

・提案は「**戦略的な事務局提案**」と「**一般からの募集(年1回)**」

・**新規商品類型提案の評価方法を変更**

現行)選定までに**一次調査**→**一次評価**→**二次調査**→**二次評価** を実施

改定)方針に従って迅速に選定するため、**二次スクリーニングは廃止**。また、審査結果に対する「**苦情および異議申し立て**」や、提案の「**不選定**」**理由**の通知・公表は今後  
は行わない

⇒**エコマークの新しい事業目的の達成に資する戦略的な商品類型を優先して選定するための仕組みづくり**



## I-2.商品類型選定の手順

### 2. 商品類型提案の募集

“ 新規類型提案の受付期間を定めて、ホームページなどで募集を行う”ことを明記

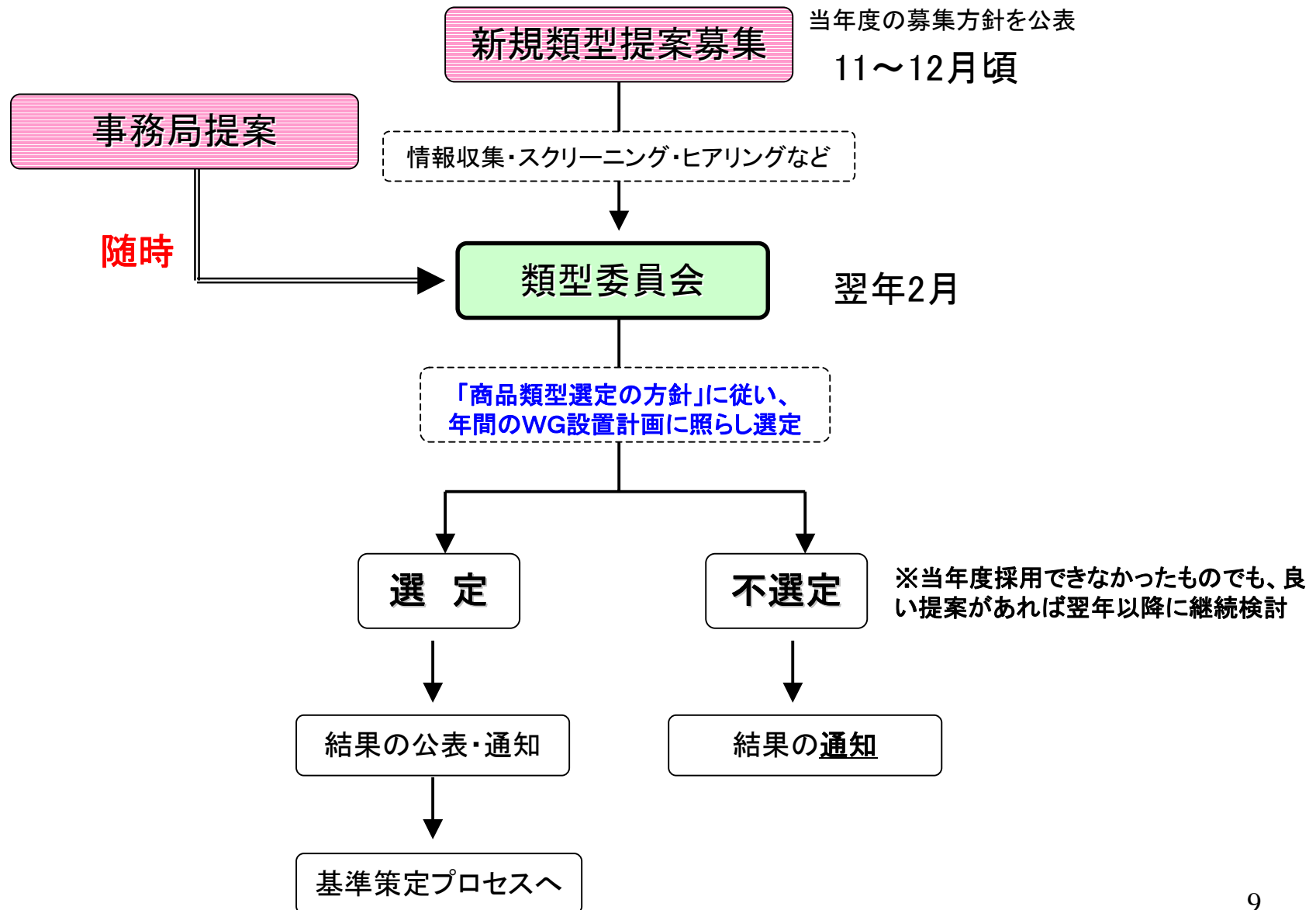
	従来	変更後
提案の受付	随時	年1回
選定	2ヶ月に1回	年1回

⇒エコマークの新しい事業目的の達成に資する商品

類型を選定するための仕組みづくり(集中と効率化)



## 新しい商品類型の選定手順(案)





## Ⅱ-1. 認定基準策定の方針

### 1. 認定基準策定の考え方

**一律トップランナー方式（市場シェア20%(5~30%)）を削除し、商品類型設定の目的を達成するために相応しい水準に基準設定できるよう方針を変更**

- 1) エコマーク事業実施要領 表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を活用し、商品ライフサイクルの全段階における環境負荷を考慮に入れ、その商品の資源採取、製造、流通、使用消費、廃棄、リサイクルによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるレベルに基準を策定する。なお、環境負荷のトレードオフも考慮することとする。
- 2) 複数の認定基準項目候補案の中から、その商品類型の目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する。
- 3) より多くの事業者、消費者の行動を持続可能な社会の形成に向け転換・誘導できる認定基準を策定する。

**⇒商品類型ごとの市場特性に応じた柔軟な基準設定**



## Ⅱ-1. 認定基準策定の方針

### 2. 基準策定における特定注意事項

事業目的達成に合わせた基準に**フォーカス**するための方針を明記

- **品質基準**は、商品類型ごとに必要に応じて設定（従来は必須）
- 基準設定にあたっては、**試験費**や**期間等**が申請者にとって**妥当であるか**考慮（参画機会の増大）
- **定量的評価**が行える基準とし、**定性的（報告）基準**は極力設けない（客観的審査の推進）
- 当然順守すべき国内**法規等**に関する基準を極力設けない
- 「**配慮事項**」の新設（必要な場合）

⇒「**完全無欠**」志向から「**プラス評価**」志向へ

⇒事業目的に合わせた基準の**フォーカス**



## Ⅱ-1. 認定基準策定の方針

### 3. 認定基準の有効期限について

(現行)一律5年間 → (改定)原則5年間、最大7年間  
(3年目に見直し) (5年目に見直し)

※併せて、やむを得ない事情による、類型委の承認にもとづく有効期限の延長を追記

⇒商品類型の特性に応じた適切な見直し時期の実現

<参考>「エコマーク事業に関するアンケート」(2006年12月)

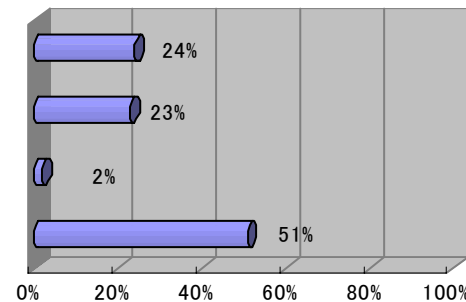
Q: 認定基準の有効期限はどの程度が適当と思われますか？

商品類型によって有効期限が異なっていてよいと思う。

10年程度がよい。認定期間が5年未満というのはあまりにも短い。

5年では長く、せいぜい3年程度で認定基準は見直していくべきである。

現行の5年程度でよい。

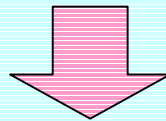




## Ⅱ-2.認定基準策定の手順

### 1.ワーキンググループの設置

{ 選定された新規商品類型  
「全面的な見直し」が必要と判断された商品類型



ワーキンググループ設置



## Ⅱ-2.認定基準策定の手順

### 2.ワーキンググループ委員選定手順

・“ホームページなどで参加協力企業・団体からの委員の推薦の募集を行う”ことを追記(幅広く公募する手続きの導入)

※まず幅広くリスト化し、その中から必要な人選を行って委嘱する  
※将来的に、エコマークサポーター(仮称)の活用を視野に

#### ・委員構成

現行) 供給者1/3、消費者1/3、中立者1/3

改定) 供給者、消費者1、中立者を各1名以上

※委員構成の自由度を高める

⇒基準策定プロセスへのステークホルダーの参加強化



## Ⅱ-2.認定基準策定の手順

### 2.認定基準案の策定

・新規商品類型について、基準案の策定に先立ち、**基準策定の方向性**や**重視すべき環境負荷項目**などについて、HPなどで**意見募集**を行う手続きを導入

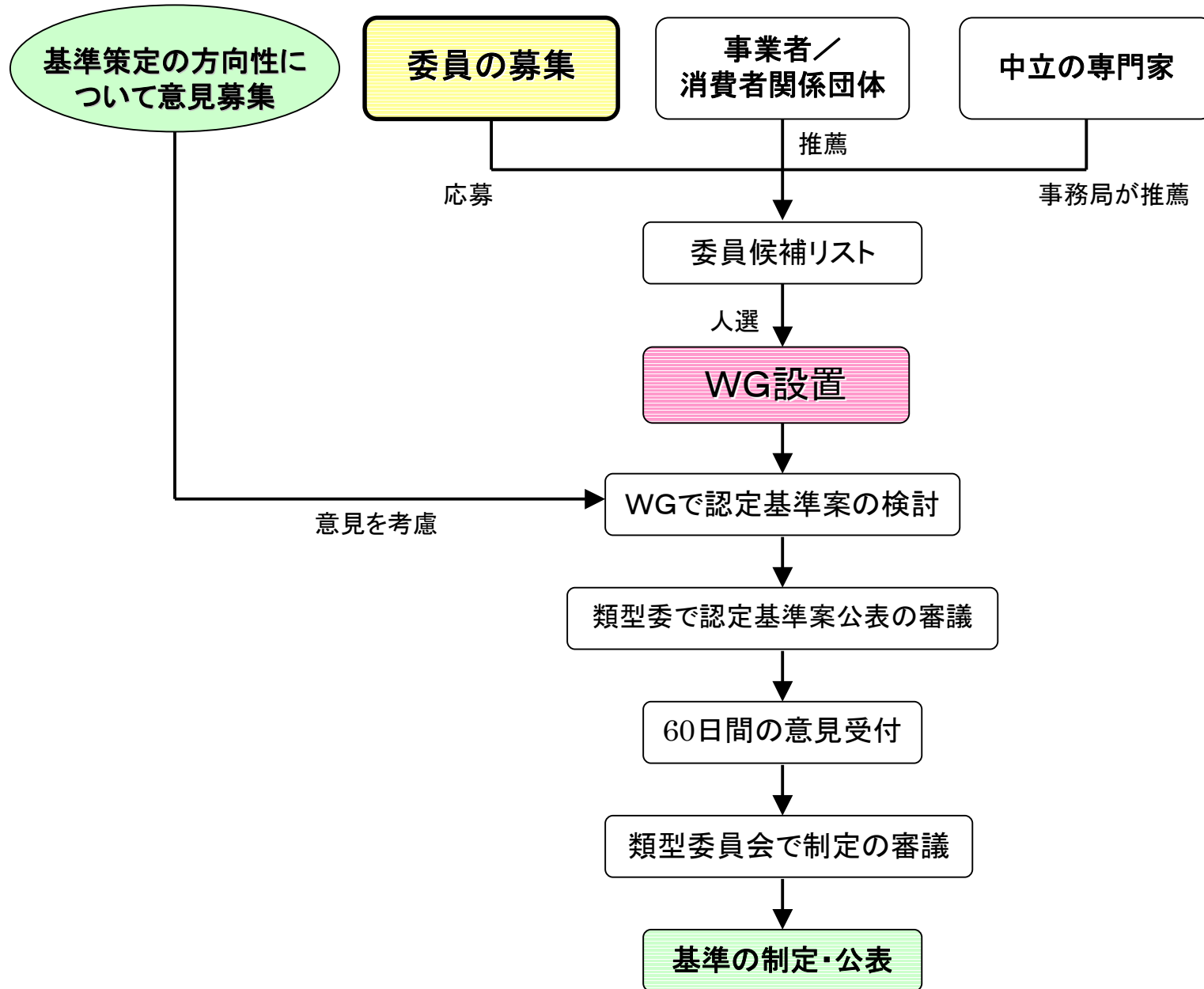
※将来的に、エコマークサポーター(仮称)の活用を視野に

※「エコマーク事業実施要領」第2章 4-1.①にも追記

・WGは、上記の結果に「**十分配慮**」

⇒**基準策定プロセスへのステークホルダーの参加強化**

## 新しい認定基準策定の手順(案) <新規商品類型の場合>







## Ⅲ-1.商品類型見直しの方針

### 1.商品類型見直しの考え方

有効期限満了の2年前に、「**全面的な改定**」「**有効期限をもって終了**」「**有効期限の延長**」を判断する**手続き**、ならびに**判断基準**を明記

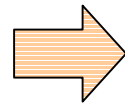
⇒ 既存基準見直しの必要性、効果を精査し、**大改定が必要な場合のみ**全面的に改定を行い、**必要性がないものは有効期限を延長する**

⇒ **商品類型ごとの市場特性に応じた柔軟な基準設定**



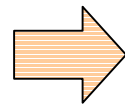
# 1.商品類型見直しの考え方—判断基準

- ①基準値の引き上げなど基準内容のレベルを上げることにより、持続可能な社会への貢献が大きい。
- ②科学的知見の向上、社会的情勢の変化により、解決すべき新たな環境問題が発生したため、既存の商品類型にはなかった基準を盛り込む必要がある。
- ③商品類型を設定する目的、コンセプトを大幅に見直す必要がある。
- ④供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者などからの大幅な改定のニーズがある。



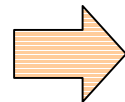
全面的な改定

- ①関係者の指摘などにより、基準設定が不相当と判断された。
- ②エコマークで商品類型の対象とする意義がなくなった。



有効期限をもって終了

現行の基準を維持してさらなる普及、推進を図っていく必要があると判断される商品類型は、有効期限の延長を行う。この有効期限の延長は最大5年まで行うことができるものとする。なお、再延長を妨げない。



有効期限の延長



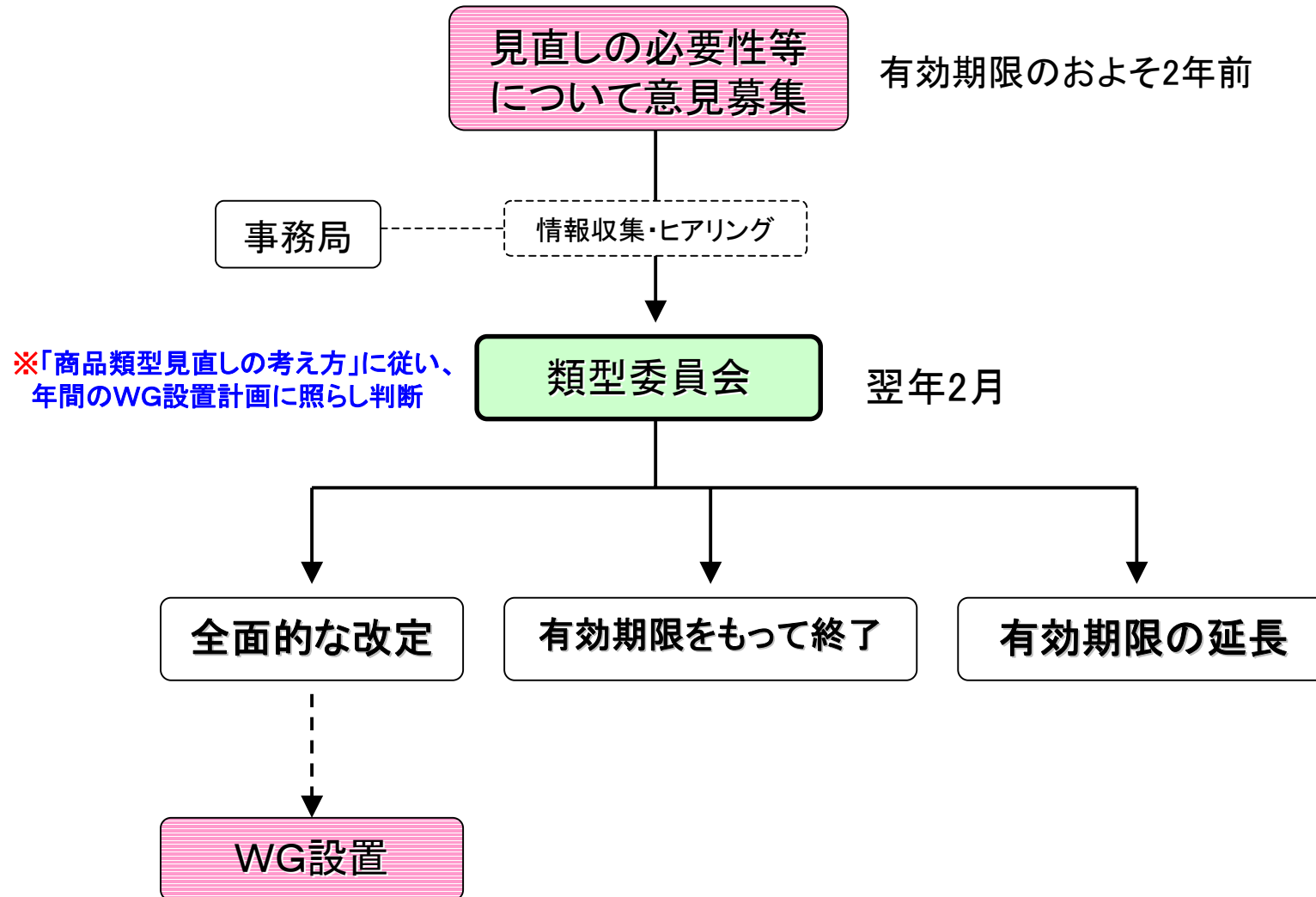
## Ⅲ-2.商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順

### 1.商品類型見直しの手順

- 1) 有効期限のおよそ2年前を迎えた商品類型は、ホームページなどで見直しについて幅広く意見を募集する。
- 2) 類型委員会は、上記1)の意見を踏まえ、商品類型の全面的な改定、現行の有効期限をもって終了、または有効期限の延長について審議、承認を得る。
- 3) 当該商品類型名および2)の見直しの概要をエコマークニュースおよびホームページ上に公表する。同時に、「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型の見直し作業開始を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告を行う。
- 4) 全面的な改定を行う商品類型については、基準書改定のための手続きに入る。改定手続きは、「認定基準策定の手順」に準じて行う。WGは上記1)の意見を十分に考慮する。

⇒ 基準策定プロセスへのステークホルダーの参加強化

## 新しい商品類型見直しの手順(案)



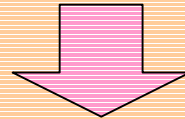


## Ⅲ-2.商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順

### 2.認定基準書の軽微な改定

軽微かつ部分的な見直しが  
(現行)「**審査委員会**より提案された場合」

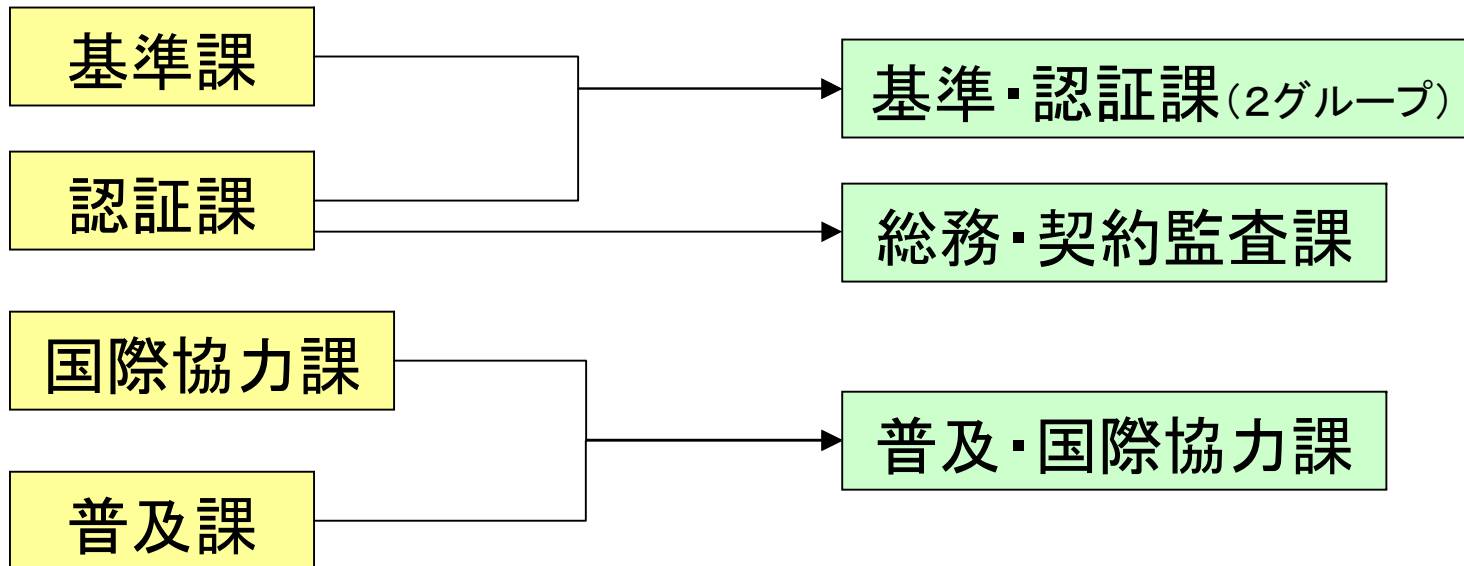
...「事務局による提案」が実情



(改定)「**見直しが必要**となった場合」

...改定案の審議は、WGと類型委員会に一本化

## 事務局体制の改革について(8月20日実施)



⇒ 基準策定と認証の一貫体制化による効率的運用

⇒ 監査機能と総務機能の明確化・強化(他課からの分離)